平成２４年（フ）第４２号
兵庫県西宮市田近野町２番24―501号
債務者　福嶋　　亮
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　清嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４５号
兵庫県西宮市甲子園口１丁目７番６―104号
債務者　吉田　清美
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　志帆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５６号
兵庫県西宮市丸橋町８番73号
債務者　平岡裕次郎
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８４８号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷62番地157、前住所東京都足立区谷中４丁目６番６号
債務者　平木まさ子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　淑子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８４９号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷378番地17　滝島ハイツＢ―201号、前住所東京都足立区谷中４丁目６番６号
債務者　平木　正勝
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　淑子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３０４号
函館市上湯川町32番２―303号
債務者　鈴木　　昇
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４９７号
函館市船見町14番18号
債務者　戸崎ゆき子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１３号
函館市乃木町３番６号
債務者　伊早坂　正
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第４号
岩手県一関市関が丘38―１―２　国家公務員宿舎２―101、住民票上の住所岩手県大船渡市三陸町綾里字平舘108番地１
債務者　千葉喜久夫
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第１２号
三重県伊勢市二見町今一色324番地１
債務者　北村　ひで
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第６５６号
兵庫県姫路市網干区田井292番地27
債務者　桑田　桃子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第７号
兵庫県姫路市御立中７丁目９番17号
債務者　渡邊　千恵
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６５号
群馬県伊勢崎市境下渕名2861番地１、前住所栃木県佐野市赤坂町297番地１　赤坂アーバンライフＡ―201
債務者　岡田美代子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１５５号
栃木県足利市大久保町1309番地16　ケースクエアーイーストＢ―３
債務者　伊藤　滋代
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１５６号
栃木県足利市常見町３丁目７番地24
債務者　小室　員美
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１７３号
栃木県佐野市新吉水町441番地　東２、前住所栃木県佐野市富岡町1567番地２
債務者　田中　順子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部